



# 特定非営利活動法人制度の特徴と 労働者協同組合との間での論点

2021年10月29日

認定特定非営利活動法人日本NPOセンター

事務局長 吉田建治



日本NPOセンターは民間非営利セクターに関するインフラストラクチャー・オーガニゼーション（基盤的組織）として、NPOの社会的基盤の強化を図り、市民社会づくりの共同責任者としての企業や行政との新しいパートナーシップの確立をめざします。

設立：1996年11月22日

法人認証：1999年5月31日

税制優遇の認定：2015年12月10日

理事19名、有給職員16名、正会員683、準会員176

[www.jnpoc.ne.jp](http://www.jnpoc.ne.jp)

# 日本NPOセンターが支援の対象とする 「NPO」の定義



- ▶ 医療・福祉・環境・文化・芸術・スポーツ・まちづくり  
・国際協力・交流・人権・平和など、
- ▶ あらゆる分野の市民活動団体等の民間非営利組織で、
- ▶ 民間の立場で活動するものであれば、
- ▶ 法人格の有無や種類を問わない



# 想定される接点

## 組織変更

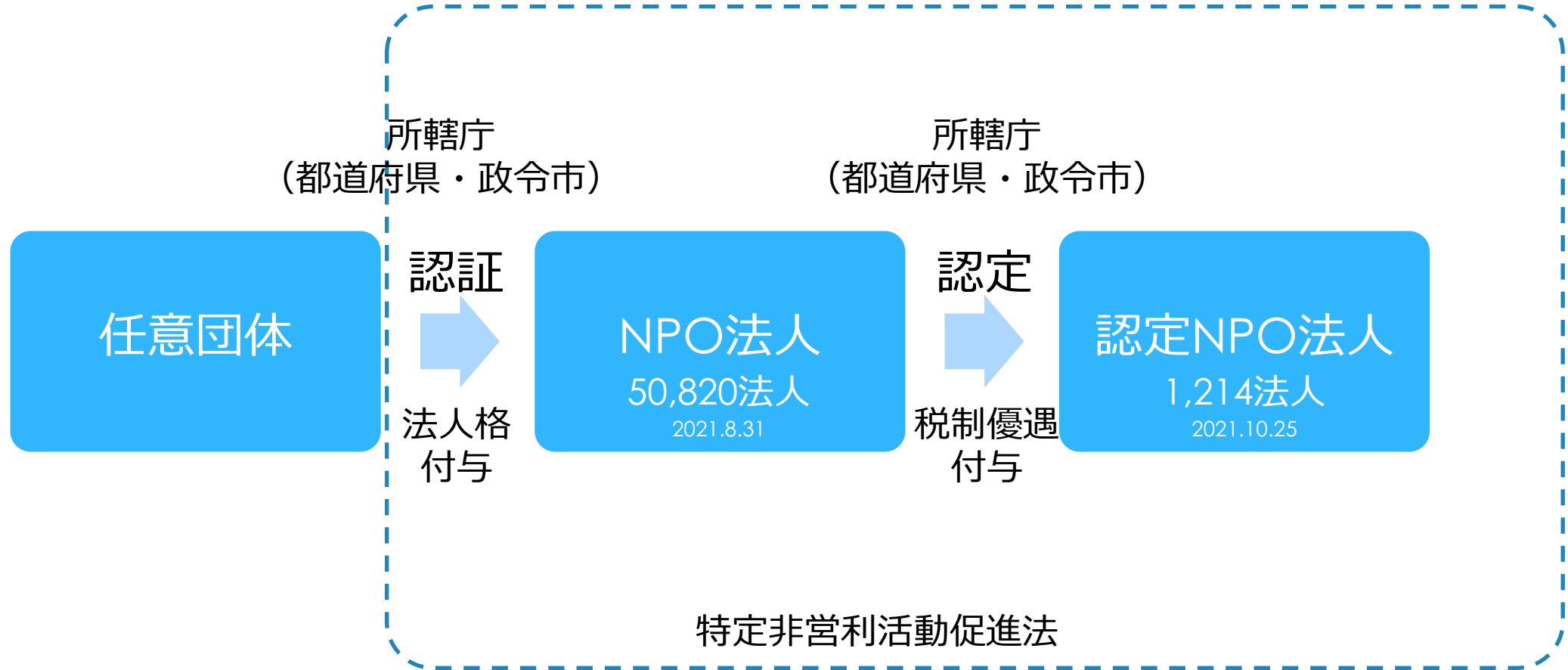
- 便宜的に特定非営利活動法人を取得したワークーズの法人変更
- そのほかの特定非営利活動法人がこれを機に検討する

## 新設

- これまで特定非営利活動法人を選択していたようなボランティアグループが、法人化に際して労働者協同組合を選択肢に含めて検討する



# 特定非営利活動法人制度の概要





# 特定非営利活動法人制度の特徴

## 特定非営利活動促進法 第一条

この法律は、特定非営利活動を行う団体に

法人格を付与

並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する  
特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること  
等により、

ボランティア活動をはじめとする

市民が行う自由な社会貢献活動としての  
特定非営利活動の健全な発展を促進し、

もって公益の増進に寄与することを目的とする。



# 特定非営利活動法人制度の特徴

## ▶ 公益概念

- ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動
- 不特定かつ多数のもの利益

## ▶ 市民参加を前提とした運営

- 社員資格の得喪に不当な条件を付さない
- 役員のうち報酬を受けられるものは1/3以下

## ▶ 情報開示の重視

- 事業報告書、会計書類等の事務所備え置き、所轄庁やインターネットを通じた公開



# 特定非営利活動法人からの移行について

- ▶ 確認事業における特定非営利活動の取り扱い
  - 特定非営利活動促進法での公益概念を引き継げるのか
- ▶ 組織変更時財産の取り扱い
- ▶ 情報開示
- ▶ 会員、役員への扱いの違い
  - 議決権のない会員、事業に従事しない理事
- ▶ 税制
  - 収益事業課税、認定NPO法人は寄附金税制等





# ボランティアグループの法人化について

- ▶ 選択肢が増えることは歓迎
- ▶ 団体として目指す方向との兼ね合い
  - 特定非営利活動法人を選択している団体は必ずしもスタッフが雇用関係にない
- ▶ 特定非営利活動法人、一般社団法人との比較検討
  - 意思決定など法人運営
  - 税制、支援施策の差
- ▶ 相談対応できる人材の育成
  - NPO支援センターへの情報提供と研修機会提供